

●香川県告示第124号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量	
係留施設（岸壁）	朝日地区-10m岸壁	高松市朝日新町1 番47地先	延 長	218.00m
			エプロン幅	20.00m
			水 深	10.00m
			面 積	1,981.61m ²
			対 象 船 舶	12,000DWT